

大府市告示 第91号

大府市地域計画変更案について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画変更案に対し意見があるときは令和8年8月5日までに市に意見書を提出することができる。

令和8年7月21日

大府市長 岡村秀人

1 大府市地域計画変更案の縦覧期間

自 令和8年7月22日

至 令和8年8月5日

2 大府市地域計画変更案の縦覧場所

大府市役所 農業振興課

大府市中央町五丁目70番地

大府市地域計画変更案に係る意見書

年 月 日

大府市長 殿

提出者 住 所

氏 名

連絡先

令和 8 年 7 月 21 日に公告された大府市地域計画変更案について下記の意見があります。

記

利害関係人区分	☐ 所有者 ☐ 耕作者 ☐ その他 ()
意見等の内容	

※書面で提出してください。なお、いただいたご意見への個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。